

令和2年5月22日

事業者の皆様へ

横浜市こども青少年局長 齋藤 聖

緊急事態宣言の解除後の

保育所等への登園自粛要請の継続について（依頼）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関して、令和2年4月7日に国から緊急事態宣言が発出されて以降、横浜市内の保育所等（認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、年度限定保育事業）においては、保護者の皆様に登園自粛をお願いしております。保護者である従業員の皆様が在宅勤務や自宅待機などにより、御家庭で保育ができる環境を整えるために、事業者の皆様にも御協力をいただき誠にありがとうございます。

今後、宣言が解除された場合においても、引き続き、感染拡大の防止を徹底することが必要です。保育所等については業務の性質上、いわゆる「3密」（「密閉」「密集」「密接」）をなくすことが困難であることから、本市においては、緊急事態宣言の解除後についても保育所等への登園自粛の要請を継続することとしました。そのため、保護者の皆様にも、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合の登園自粛や、勤務の調整などによる短時間での利用、週に1日、2日でも利用しない日を設けるなど、必要最小限での利用をお願いしています。

緊急事態宣言の解除に伴い、事業者の皆様におかれましては、通常の勤務体制に戻られることと思いますが、保育所等に通うお子さんをお持ちの従業員の皆様については、可能な範囲で、緊急事態宣言期間中と同様、在宅勤務や、短時間勤務等の実施について、御配慮いただくよう、御理解、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先：

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564